

2018年11月19日

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会
「新たな育種技術を利用して得られた食品の取扱いについて」意見

一般社団法人 Food Communication Compass

代表 森田満樹

一社) Food Communication Compass (FOOCOM) は、2011年3月より科学的根拠に基づく消費者団体として活動を行っており、全国消費者団体連絡会に所属する非営利団体です。ゲノム編集技術で得られる食品の取扱いについて、次のとおり意見を申し述べます。

1) 食品の安全性について、丁寧な議論と適切な情報公開を求めます

近年、新たな育種技術の研究開発が急速に進んでいます。中でもゲノム編集技術はこれまで以上に精度が高く効率的な方法による作物の改良を可能とし、今後、気候変動や耕作面積の減少などに対応した新品種開発が期待できる重要な技術です。日本も世界に遅れることなく、消費者に様々なメリットをもたらす研究開発が進むことを期待しますが、その一方で食品の安全性の取扱いについては丁寧な議論と情報公開が必要です。

厚労省で1年前に開催された食品衛生法改正懇談会の報告書(2017年11月15日公表)では、「この技術を活用した食品の安全性を確保するための法規制上の取扱いについて、国際的な議論等を踏まえながら検討を行い、その検討状況については、早期の段階から適切に情報発信し、国民に丁寧に説明するべきである。」としています。また、日本学会会議が2014年8月にまとめた報告書では遺伝子組換え技術の社会的受容がうまくいかなかったことについて触れ、ゲノム編集技術は「研究者や開発者の独善的判断ではなく、多くの利害関係者に、より早く、かつ、より正確な情報を周知し、その理解を深めることが不可欠と考えられる」としています。

現在、ゲノム編集に関する消費者の認知度は低く、技術特性について理解している人は少ない状況です。こうした中で、2018年6月の統合イノベーション戦略会議の閣議決定を受け環境省・厚労省で法的な取扱いを明確化することとなり、今年度中に研究者による数回の検討会・調査会で定められることになりました。これまで必要とされてきた「丁寧な議論」「適切な情報公開」がなされないまま、拙速に結論を導く進め方には問題があります。

新しい科学技術の導入によって私たちの食卓がどう変わるのか、食べて安全か、健康に影響はないのか、消費者の関心はそこにあります。今回のヒアリングを含めて様々な意見を聞いたうえで、丁寧な検討とともに適切な情報公開を求めます。あわせて、ゲノム編集技術と遺伝子組換え技術の違いなども含めて新しい育種技術について十分なリスクコミュニケーションが必要です。

2) ゲノム編集技術で得られた食品で遺伝子組換え食品の安全性審査が不要とされたタイプについて、食の安全性データの提出がどこまで必要か、十分な検討を求めます

本調査会では、ゲノム編集技術のタイプによって遺伝子組換え食品の安全性審査の要・不要を定める方向性が示されました。すなわちハサミ遺伝子などで特定の遺伝子を切断して変異を導入することにより機能を失わせるだけのタイプでは、新規のDNA断片を導入していないため遺伝子組換え食品の

安全性審査は不要であり、ゲノム編集によって新規の DNA 断片を導入するタイプでは遺伝子組換えの安全性審査を要するという考え方です。

一口にゲノム編集技術といってもタイプによって規制を分けるという考え方については、現在の規制側の実効性や、今後の科学技術の可能性の観点等からみても、合理的であると考えます。

しかし、遺伝子組換え食品の安全性審査対象外になった食品においても、自然界の突然変異育種と変わらないという理由から何の規制もなく食卓に上ることになれば、消費者の不安を惹起することになります。

新しい科学技術を用いて食品として流通するからには、安全性が確保されているという信頼が大前提となります。これまでの調査会でも「外来遺伝子を取り除いたからといって安全とはいえないのではないか」といった意見もあり、ゲノム編集技術によって意図しない部位への影響の変異、ハサミ（人工制限酵素）遺伝子などの残存、新たなアレルゲンの産生の可能性など、考慮すべき事項が議論されています。

今後、開発者に事前のデータ提出を求める項目について取りまとめられますが、栄養成分が変わるものについては植物代謝系データの提出等はもちろんですが、それ以外のものについてもどのような場合にどの程度のデータを求めるのか、事前に明確化するよう十分に検討を行ってください。

3) 遺伝子組換え食品の安全性審査が不要な場合でも、国に必ず届出（登録）されるような制度としてください

現在、開発中のゲノム編集技術を用いた食品はほとんどがタイプ1であり、遺伝子組換え食品の安全性審査を必要としないものに分類されます。これらは今後、プロダクトベースで安全性に関する事項を事前に届け出ることが求められますが、その届出を義務化することが望ましいと考えます。

本年9月20日に環境省が公表した「ゲノム編集技術により得られた生物のカルタヘナ法上の整理および取扱方針について(案)」においては、「使用者は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物を使用する場合は、使用に先立ち、その生物の特徴及び生物多様性影響が生じる可能性の考察結果等について、主務大臣の属する官庁に情報提供をする」とあり情報提供項目が定められているものの、法的な拘束力はありません。

食品の安全性を検討する本調査会においても大まかな方針は環境省案に沿っており、環境省の情報提供項目に加えて食品安全に関する事項について話し合われていますが、届出の法的な拘束力については十分に議論がなされていません。研究者によっては「法的な拘束力はなくても、研究者であれば情報提供が求められれば提出するのが当然である」「過剰に規制することで研究開発の競争力が削がれる」といった意見もありますが、規制影響も含めた検討が必要だと思います。特に栄養成分が大きく変わったものだけでも届出を義務付けるなど、実行可能性も含めて丁寧な議論を行ってください。

さらにその届出情報をどこまで公開するのかという点も、消費者の信頼を確保する意味で重要となります。環境省の方針とは別途、食品の安全性という観点から届出（登録）制度のあり方と情報効果について十分な検討を求めます。

今後、私たちの食卓ゲノム編集技術を用いた肉や魚、野菜、コメなどが上がったときに、どんな食品が流通しているのか——事前に届出情報を把握できる仕組み、十分な説明、情報公開が消費者の信頼につながります。拙速に結論を求めることなく検討を重ねて、将来に禍根を残すことがないようにしてください。

以上